

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>43 反社会勢力の排除</p> <p>(1) お客さまおよび当社は、ガス小売契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）および以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有していること</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証いたします。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p>	

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) お客および当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らかの手續を要しないでただちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものいたします。</p>	
<p>43 準 拠 法</p> <p>この供給条件に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものいたします。</p>	<p>42 準 拠 法</p> <p>この供給条件に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものいたします。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2022年6月1日から実施いたします。</p>	<p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2021年4月1日から実施いたします。</p> <p>2 検針票の発行についての特別措置</p> <p>(1) 当社は、お客さまのガス使用量を電磁的方法によりお知らせする環境が整うまでの間は、第16項(ガス使用量の算定)(3)にかかわらず、検針票によりお知らせいたします。この場合、検針票の作成・送付に要する実費相当額は当社の負担とします。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
	<p>(2)当社は、お客様のガス使用量を電磁的方法によりお知らせする環境が整い、かつ、(1)の取扱いを終了する場合は、あらかじめその旨を電磁的方法、又は、その他当社が適当と判断した方法によりお客様にお知らせいたします。</p> <p>(3)上記(2)の場合において、お客様が検針票をご希望される場合には検針票の作成・送付に要する実費相当額はお客様にご負担して頂きます。</p> <p>3 この約款の実施にともなう切替措置</p> <p>(1)この約款の実施前において変更前の小売約款(2019年10月1日実施)の適用を受けているお客様につきましては、第16項(ガス使用量の算定)(3)にかかわらず、お客様のガス使用量を検針票によりお知らせいたします。この場合、検針票の作成・送付に要する実費相当額は当社の負担とします。ただし、お客様が電磁的方法によりガス使用量の通知を受けとることをご希望された場合は、当社は検針票の送付を停止いたします。</p> <p>(2)当社は、お客様のガス使用量を電磁的方法によりお知らせする環境が整い、(1)の取扱いを終了するときは、あらかじめその旨を電磁的方法、又は、その他当社が適当と判断した方法によりお客様にお知らせいたします。</p> <p>(3)上記(2)の場合において、お客様が検針票をご希望される場合には検針票の作成・送付に要する実費相当額はお客様にご負担して頂きます。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>料 金 表</p> <p>5. 単位料金の調整</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>①基準平均原料価格（トンあたり）</p> <p>57,250 円</p> <p>②平均原料価格（トンあたり）</p> <p>別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>平均原料価格＝トンあたりLNG平均価格×0.9479+トンあたりLPG平均価格×0.0546</p> <p>③原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p>	<p>料 金 表</p> <p>5. 単位料金の調整</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>①基準平均原料価格（トンあたり）</p> <p>57,250 円</p> <p>②平均原料価格（トンあたり）</p> <p>別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。</p> <p>(算式)</p> <p>平均原料価格＝トンあたりLNG平均価格×0.9479+トンあたりLPG平均価格×0.0546</p> <p>③原料価格変動額</p> <p>次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>(算式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p>	<p>(算式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p>